

重要事項説明書

「介護老人保健施設」

ユニット型個室・基本型

当施設は介護保険の開設許可を受けています。

(岐阜市許可第 2150180137 号)

当施設は、ご契約者に対して、入所サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、ご契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

法人所在地	岐阜県岐阜市昭和町2丁目11番地
法人名	医療法人社団 ともいき会
代表者氏名	理事長 小牧 卓司
電話番号	058-253-7717

2. ご利用施設

施設の名称	医療法人社団 ともいき会 介護老人保健施設 ケアコートみやこ
施設の所在地	岐阜県岐阜市都通3丁目17番地1
施設長名	今井 龍幸
電話番号	058-255-3377
ファクシミリ番号	058-255-3383

3. ご利用施設であわせて実施する事業

	岐阜市施設開設許可事業所指定番号	利用定数
介護老人保健施設 指定短期入所療養介護 (指定介護予防短期入所療養介護)	2150180137	ユニット型個室 40人 多床室 40人 空床時 10人入所可
指定通所リハビリテーション (指定介護予防通所リハビリテーション)	2150180137	25人
指定居宅介護支援事業所	2150180137	

4. 事業の目的と運営方針

事業の目的	医療法人社団ともいき会が開設する介護老人保健施設ケアコートみやこ（以下「施設」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供する事を目的とする。
運営の方針	施設の従業者は、要介護者等の心身と特性を踏まえて、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行なう事により、各ユニットにおいて、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来る様にすると共に、その者の居宅における生活への復帰を支援する。入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場にたつて介護老人保健施設サービスの提供に努める。その実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5. 施設の概要

(1) 介護老人保健施設 ケアコートみやこ

敷地面積		1057.11 m ²
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造5階建 (一部鉄筋鉄骨造)
	延べ床面積	3150.92 m ²
	入 所	ユニット型個室 40人(ユニット数は4ユニット、 ユニットごとの入所定員は10人) 多床室 40人 空床時 10人入所可
	指定短期入所療養介護 (指定介護予防短期入所 療養介護)	
	指定通所リハビリテーション (指定介護予防通所リハビリテーション)	25人
居室の種類	部屋数	
ユニット型個室	40 部屋	
多床室(2人部屋)	4 部屋	
多床室(4人部屋)	8 部屋	

(2) 主な設備

設備の種類		
療養室	食堂	ボランティアルーム
相談室	機能訓練室	談話室
レクリエーションルーム	一般・機械浴室	
診察室	サービスステーション	

6. 職員体制(主たる職員)

必置職については条例の定めるところによる。

従業員の職種	員数	
管理者	1名	(医師と兼務、多床室と兼務)
医師	1名以上	(多床室と兼務)
薬剤師	0.3名以上	(多床室と兼務)
看護職員	4名以上	
介護職員	10名以上	
支援相談員	1名以上	(多床室と兼務)
理学・作業療法士・言語聴覚士	1名以上	(多床室及び通所リハビリと兼務)
管理栄養士	1名以上	(多床室と兼務)
介護支援専門員	1名以上	(多床室と兼務)
事務職員	1名以上	(多床室と兼務)

7. 職員の勤務体制

A勤	7時00分 ~ 16時00分
B勤	8時30分 ~ 17時30分
C勤	11時30分 ~ 20時30分
夜勤	16時30分 ~ 9時30分

8. 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付対象サービス

介護保険施設サービスの内容は次のとおりとし、介護保険施設サービスを提供した場合の利用料の額は、それぞれ介護報酬の告示上の額とし、介護保険施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額（ただし、食費、居住費、特別食代、理美容代及び日常生活費を除く。）とする。

種 類	内 容
基本的な生活環境の提供	・居室及び共用施設をご利用いただくとともに、身体の状況に応じたベッド及び寝具類並びに家具等の備品を用意します。
食 事	・管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況を配慮しバラエティに富んだ食事を提供します。 ・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるよう配慮します。
排 泄	・入所者の状態に応じて適切な排泄介助を行なうと共に、排泄の自立について適切な援助を行ないます。
入 浴	・入浴又は清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方には、機械浴槽を使用して入浴も可能です。
離床・着替え・整容等	・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、着替えを行なうよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行なわれるよう援助します。 ・シーツ交換は、週1回、寝具入れ替えは、年2回予定。
機能訓練	・理学療法士等による入所者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。 ・当施設の保有するリハビリ器具 平行棒・階段・電気治療機器等
健康管理	・医師や看護師が健康管理に努めます。 (当施設の医師) 今井 龍幸
退所時指導	・居宅介護支援事業者又はその他の保健機関、医療機関、若しくは福祉サービス機関等と連携し、円滑な退所のための必要な援助を行います。
相 談 援 助 支 援	・当施設では、入所者及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行なうよう努めます。 (相談窓口) 支援相談員()・介護支援専門員() 他
社会生活上の便宜	・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えると共に、施設での生活を実りあるものにするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 ・主な娯楽設備 クラブ活動(手芸・音楽・書道他) ・主なレクリエーション行事 レクリエーション週3回～4回・誕生会・花見等 ・行政機関に対する手続きが必要な場合には、入所者及び家族の状況によっては、代わりに行ないます。
お支払いについては、サービス利用料金表を基にお支払い下さい。 サービス利用料は、利用者の要介護度等に応じて異なります。	

(2) 介護保険給付対象外サービス

サービスの内容	内 容
理髪・美容	・外部の事業者へ依頼し希望者に理髪・美容をしてもらいます。
日常生活上必要となる諸費用	・日常生活に要する費用で、ご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担していただきます。
特別な食事	・ご希望に基づいて特別な食事を提供できるよう便宜を図ります。 (例) 献立外の希望食、栄養補助食品等、飲物
お支払については、サービス利用料金を基にお支払ください。 経済状況の変化その他やむを得ない事由により、利用額を変更することがあります。	

9. 苦情等申立等

当施設の事務室	窓口担当者	支援相談員()・介護支援専門員()
	ご利用方法	電話 058-255-3377 毎日 9時から17時 面接 9時から17時
下記、公的機関は 祝日及び12月29日から1月3日までを除く。		
岐阜県国民健康保険団体連合会	所在地	岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号
	窓口担当	岐阜県国民健康保険団体連合会 介護・障害課苦情対応係
	ご利用方法	電話 058-275-9826 月～金 9時から17時
岐阜県庁	所在地	岐阜市藪田南2丁目1番1号
	窓口担当	岐阜県健康福祉部高齢福祉課
	ご利用方法	電話 058-272-1111 月～金 9時から17時
岐阜市役所	所在地	岐阜県岐阜市司町40番地1
	窓口担当	介護保険課
	ご利用方法	電話 058-265-4141 月～金 8:45から17:30
瑞穂市役所	所在地	岐阜県瑞穂市別府1288
	窓口担当	福祉生活課
	ご利用方法	電話 058-327-4123 月～金 8:30から17:15
北方町役場	所在地	岐阜県本巣郡北方町北方1323-5
	窓口担当	福祉健康課
	ご利用方法	電話 058-323-1119 月～金 8:30から17:15
笠松町役場 (福祉健康センター)	所在地	羽島郡笠松町長池408-1
	窓口担当	福祉健康センター
	ご利用方法	電話 058-388-7171 月～金 8:30から17:30
岐南町役場	所在地	羽島郡岐南町八剣7-107
	窓口担当	健康推進課
	ご利用方法	電話 058-247-1321 月～金 8:30から17:15

*被保険者は住所がある各市町村役場の介護保険担当窓口へ連絡してもらおう。

10. 協力医療機関

医療機関の名称	朝日大学病院（旧村上記念病院）
院長名	日下 義章
所在地	岐阜県岐阜市橋本町3丁目23番地
電話番号	058-253-8001
診療科目	内科，消化器内科，循環器内科，腎臓内科，呼吸器内科，糖尿病・内分泌内科，放射線診断科，外科，消化器外科，乳腺外科，脳神経外科，整形外科，リウマチ科，リハビリテーション科，眼科，泌尿器科，婦人科，心臓血管外科，麻酔科，救急部，病理診断科，放射線治療科， 歯科・口腔外科
入院設備	ベッド数 381床
緊急指定の有無	有
契約の概要	当施設と朝日大学病院は、入所者の病状に急変があった場合速やかに対処するよう契約されています。

11. 協力歯科医療機関

名称	美江寺歯科医院
院長名	小牧 令二
所在地	岐阜県瑞穂市美江寺498-3
電話番号	058-328-3338
入院設備	無
契約の概要	当施設と美江寺歯科医院は、入所者の希望があった場合に速やかに対処するよう契約されています。

12. 非常用災害等の対策

非常時の対応	別途定める「ケアコートみやこ消防計画」により対応を行ないます。	
近隣との協力関係	消防団と近隣防災協力を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。	
平常の訓練等防災設備	別途定める「ケアコートみやこ消防計画」により年2回の夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入所等の方も参加して実施しています。	
	設備名称	有・無
	スプリンクラー	有
	自動火災報知器	有
	誘導灯	有
	ガス漏れ感知器	有
	非常通報装置	有
	漏電感知器	有
	非常用電源	有
カーテン・布団等は、防災性能のあるものを使用しています。		

13. 施設サービス計画について

- ・ユニット型サービスの提供にあたり、施設サービス計画を作成し、原案の内容についてご利用者にご説明の上、文書により同意をいただきます。
- ・施設サービス計画は、ご利用者の心身の状況やご希望に基づき、個別のサービス目標を設定し、サービスの方針と具体的な提供内容を定めるものです。この施設サービス計画に基づき介護施設サービスを行ないます。

14. サービス提供における業務者の義務

サービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- (1) ご利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- (2) サービスの提供について、必要に応じてわかりやすく説明します。
- (3) ご利用者の要介護状態の軽減、悪化の防止を前提として、心身の状況に応じたサービス計画に基づく処遇を妥当適切に行い、常にその内容の見直しを行ないます。
- (4) ご利用者の体調や健康状態に応じて必要な場合には、医師、看護師と連携し、ご利用者からの施設からの聴取、確認をします。
- (5) 施設の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を行ないます。
- (6) 感染症や非常災害に関する業務継続計画を策定するとともに、業務継続計画に従い、利用者に対して定期的に訓練を行ないます。
- (7) 虐待防止のための対策を検討する委員会を開催し、その内容を従業員に周知徹底します。従業員に対し、虐待を防止するための定期的な研修を行います。
- (8) 提供したサービスに関する記録を作成し、利用終了後5年間保管すると共に、ご利用者又はそのご家族等の請求に応じ、閲覧させ、複写物を交付します。
- (9) サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はそのご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
ただし、緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の状況を提供させていただきます。
- (10) 事故発生時は市町村及びご家族様へ速やかに連絡させていただきます。
- (11) 従業員または従業員であったものに対して、業務上知り得た情報は秘密保持に配慮いたします。

15. 損害賠償について

サービスの実施にあたって事業者の責任によりご利用者又はご家族に生じた損害については、速やかにその損害を賠償します。

16. 介護老人保健施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約は、病状を把握し入所後3～6ヶ月単位での見直しを行いその内容を記録しております。見直し後、引き続き施設サービスが必要と考えられる方については、再契約をする事により施設サービスを継続利用して頂きますが、下記のような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、退所していただくこととなります。

- ア. ご利用者が死亡した場合。
- イ. 症状把握にて、当施設サービス利用が適当でないと判断された場合
- ウ. 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立、要支援と認定された場合
- エ. 事業者が解散した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- オ. 設備の減失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能となった場合
- カ. ご利用者から退所の申し出を行なった場合（詳細は以下(1)参照）
- キ. 事業者から退所の申し出を行なった場合（詳細は以下(2)参照）

- (1) ご利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）
契約期間中であっても、ご利用者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する7日前までに退所届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。
 - ①ご利用者が入院した場合
 - ②事業者が正当な理由でなく本契約に定めるサービスを実施しない場合

- ③事業者が故意又は過失によりご利用者の身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい事情が認められる場合。
 - ④他の利用者がご利用者の身体、財物、信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合
- (2) 事業者からの申し出により退所していただく場合
以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。
- ①ご利用者の非協力など信頼関係を破壊する行為をなし、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ②サービス料金の支払いが遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
 - ③ご利用者が故意又は重大な過失により事業者もしくは他の利用者等の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行う等によって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められた場合
 - ④ご利用者が他の施設、病院に入所又は入院した場合
- (3) 円滑な退所のための援助
ご利用者が当施設を退所する場合には、事業者は、利用者及びその家族に対して適切な指導を行うことと、利用者の希望により、心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を速やかに行ないます。
- ア. 適切な病院又は介護保険施設等の紹介
 - イ. 居宅介護支援事業者の紹介
 - ウ. その他保険医療サービス又は福祉サービス提供者の紹介
 - オ. 行政機関等必要な手続きについての相談

17. 当施設ご利用の際に留意していただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を厳守し、必ずその都度職員に届出してください。 面会時間 午前9：00～午後5：00 (面会届けに所定事項の記入をお願いします)
外出・外泊	外泊・外出の際には、必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出て、外出、外泊届けに記入してください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご使用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。 又、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
宗教活動 政治活動	施設内で許可なく他の入所者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物の飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
喫煙・飲酒	◎入所者の施設内での喫煙・飲酒は禁止しております。

18. 身元引受人について（介護老人保健施設サービスご利用者）

ご利用者の身元引受人を定めてください。ただし、社会通念上、身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。身元引受人は、本契約に基づく利用者の一切の責務について、利用者と同様連帯して履行の責任を負っていただきます。また、次の責任を負っていただきます。

- (1) ご利用者が疾病等により医療機関に入院する場合の円滑な入院手続きができるように事業者と協力すること。
- (2) 契約終了の場合は、ご利用者の適切な受け入れ先について、事業者と連携してその確保に努めること。
- (3) ご利用者が亡くなられた場合のご遺体の引取り及び遺留金品の処理その他必要な措置を行なうこと。

19. 利用料のお支払い方法

介護老人保健施設入所：サービス利用月の翌月23日に指定口座から口座振替させていただきます。

20. その他

当施設についての詳細はパンフレットを用意しておりますので、ご請求下さい。

医療法人社団 ともいき会 介護老人保健施設 ケアコートみやこ 入所サービス利用料金表

1 [介護保険給付対象サービス及び居住費・食費] (基本料金)

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)と食費、居住費、特別食代、理美容代及び日常生活費の合計金額をお支払いください。(サービスの利用料金は、利用者の要介護に応じて異なります。)利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス料金の全額を一旦お支払いいただきます(償還払い)。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行なうために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。

○介護老人保健施設(1日あたり)

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設利用料自己負担額						
基本型・ユニット型個室		802単位	848単位	913単位	968単位	1,018単位
負担限度額 なし	居住費 ユニット型個室	2300円	2300円	2300円	2300円	2300円
	食費	1900円	1900円	1900円	1900円	1900円

第1段階	居住費 負担限度額	880円	880円	880円	880円	880円
	食費 負担限度額	300円	300円	300円	300円	300円
第2段階	居住費 負担限度額	880円	880円	880円	880円	880円
	食費 負担限度額	390円	390円	390円	390円	390円
第3段階 ①	居住費 負担限度額	1370円	1370円	1370円	1370円	1370円
	食費 負担限度額	650円	650円	650円	650円	650円
第3段階 ②	居住費 負担限度額	1370円	1370円	1370円	1370円	1370円
	食費 負担限度額	1360円	1360円	1360円	1360円	1360円

※低所得者の場合は市町村が認定(第1・2・3段階)するところにより食費・居住費が減免されます。

第1段階: 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税。生活保護受給者

第2段階: 世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額+非課税年金収入額+合計所得金額の合計が80万円以下の入

第3段階①: 世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額+非課税年金収入額+合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の入

第3段階②: 世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額+非課税年金収入額+合計所得金額の合計が120万円超の入

- ① 1日あたり栄養マネジメント強化加算が、上記施設利用料金自己負担金に11単位加算されます。
- ② 入所日から30日間のみ) 上記施設利用料金自己負担金に初期加算Ⅱとして30単位加算されます。
- ③ (入所日から3ヵ月以内且つ対象者のみ) 集中的にリハビリテーションを行った場合、1回あたり短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰが、上記施設利用料金自己負担金に258単位加算されます。
- ④ (入所日から3ヵ月以内且つ対象者のみ) 集中的にリハビリテーションを軽度の認知症の方に行った場合、1回あたり認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰが、上記施設利用料金自己負担金に240単位加算されます。
- ⑤ (対象者のみ) 医療機関から入所の場合で、地域連携診療計画の情報提供を行った場合、300単位加算されます。(入所後1回のみ)
- ⑥ (対象者のみ) 認知症行動・心理症状の悪化により、緊急入所された場合、1日200単位加算されます。(入所日より7日間)
- ⑦ (対象者のみ) 糖尿病食・腎臓病食など療養食の方は、1回あたり6単位加算されます。
- ⑧ (対象者のみ) 経口移行の対象の方は、1日あたり28単位加算されます。
- ⑨ (対象者のみ) 経口維持の対象の方は、1月につき400単位又は100単位加算されます。
- ⑩ (対象者のみ) 口腔衛生管理加算90単位又は110単位/月加算されます。
- ⑪ (対象者のみ) 認知症患者医療センター等への紹介を行った場合、350単位加算されます。
- ⑫ (対象者のみ) 緊急時に所定の医療的対応を行った場合、518単位が加算されます。(1ヶ月に1回連続する3日間を限度)
- ⑬ (対象者のみ) 所定の疾患に対して施設内で対応を行った場合、239単位が加算されます。(1ヶ月に1回連続する7日間を限度)
- ⑭ (対象者のみ) 新興感染症等に罹患され施設で療養した場合、新興感染症等施設療養加算として1日あたり240単位加算されます。(5日を限度)
- ⑮ 褥瘡マネジメント加算Ⅰ・Ⅱとして1月3単位あるいは13単位加算されます。

- ⑬ 外泊された場合は、外泊初日と最終日以外の6日間は、上記施設利用料金に代えて362単位となります。
- ⑭ (条件あり) ターミナルケアの対象の方は、別途料金が加算されます。
- ⑮ 入所されるにあたり、退所後に生活される自宅等に入所前に訪問し、施設サービス計画の策定と診療方針の決定を行った場合は、入所前後訪問指導加算(Ⅰ)450単位加算されます。
- ⑯ 退所指導・情報提供を行った場合は別途料金が加算されます。(退所時情報提供加算Ⅰ 500単位、退所時情報提供加算Ⅱ 250単位、入退所前連携加算Ⅱ 400単位、老健訪問看護指示の場合 300単位)
- ⑰ 退所されるにあたり、退所時栄養情報連携加算として70単位加算されます。
- ⑱ 継続的な薬物治療を提供する観点から、かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)100単位・(Ⅱ)240単位・(Ⅲ)100単位加算されます。
- ⑲ 自立支援重度化防止の取組みとして、リハビリテーションマネジメント計画書情報加算33単位が加算されます。(月に1回)
- ⑳ 利用者の尊厳の保持、自立支援・重度化防止、廃用や寝たきり防止の取組みとして自立支援促進加算300単位が加算されます。(月に1回)
- ㉑ 施設の特性やケアの在り方を検証し、ケアの質の向上に取り組むとして科学介護推進体制加算40単位が加算されます。(月に1回)
- ㉒ 入所時に安全対策体制加算として20単位加算されます。
- ㉓ 夜間職員配置加算として1日24単位加算されます。
- ㉔ 生産性向上推進加算Ⅱとして1月10単位加算されます。
- ㉕ 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰとして1月10単位加算されます。
- ㉖ 協力医療機関連携加算として1月5単位加算されます。
- ㉗ 介護職員処遇改善加算として、ご利用の保険内単位×0.039円(厚生労働大臣が定める比率)が加算されます。
- ㉘ 特定処遇改善加算として、ご利用の保険内単位×0.017円(厚生労働大臣が定める比率)が加算されます。
- ㉙ ベースアップ等支援加算として、ご利用の保険内単位×0.008円(厚生労働大臣の定める比率)が加算されます。
- ㉚ 理美容料、持ち込み電化製品の電気代、洗濯代、個人の嗜好品、日用品費やクラブ材料費
- ㉛ 地域区分6級地のため、介護保険1単位は、1.027円となります。

2 【介護保険給付対象外サービス】(日用品等の提供に係わる料金)

以下のサービスは利用料金の全額が利用者(側)の負担でご用意いただくものです。

サービスの種類・品目	利用料金等	備 考
特別な食事 (ご希望に基づき提供するもの)	実 費	厚生労働大臣が別に定める「特別食」および身体状況あるいは介護上の理由で加工する食事については除きます。
理美容サービス	実 費	外部業者の定める金額
ネット洗濯代(希望者のみ)	要した費用の実費	1袋500円
施設洗濯(緊急時)	実 費	コインランドリー料金
電気代	1日あたり (1使用器具につき)	53円～ ※その他は相談に応じて金額設定します
日用品費	実 費	タオル類・ちり紙・ティッシュ・歯磨き粉 歯ブラシ・シャンプー・リンス 他
教養娯楽費	実 費	クラブ活動・レクリエーション他
おやつ費	1日あたり150円	おやつ
行事費	実 費	
その他	実 費	立替払い・文書料・コピー料金等

介護保険の給付の対象とならないサービスについて、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容とその事由について、変更を行なう1ヶ月前までにご説明します。(別途消費税がかかるものがあります)

居住費

ユニット型個室	1 日	2300 円
---------	-----	--------

ユニット個室の居住費が発生する個室は下記の号室になります。

201号、202号、203号、205号、206号、207号、208号、210号、211号、212号
 301号、302号、303号、305号、306号、307号、308号、310号、311号、312号
 401号、402号、403号、405号、406号、407号、408号、410号、411号、412号
 501号、502号、503号、505号、506号、507号、508号、510号、511号、512号

重要事項説明書

「介護老人保健施設」

多床室・基本型

当施設は介護保険の開設許可を受けています。

(岐阜市許可第 2150180137 号)

当施設は、ご契約者に対して、入所サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、ご契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

法人所在地	岐阜県岐阜市昭和町2丁目11番地
法人名	医療法人社団 ともいき会
代表者氏名	理事長 小牧 卓司
電話番号	058-253-7717

2. ご利用施設

施設の名称	医療法人社団 ともいき会 介護老人保健施設 ケアコートみやこ
施設の所在地	岐阜県岐阜市都通3丁目17番地1
施設長名	今井 龍幸
電話番号	058-255-3377
ファクシミリ番号	058-255-3383

3. ご利用施設であわせて実施する事業

	岐阜市施設開設許可事業所指定番号	利用定数
介護老人保健施設 指定短期入所療養介護 (指定介護予防短期入所療養介護)	2150180137	ユニット型個室 40人 多床室 40人 空床時 10人入所可
指定通所リハビリテーション (指定介護予防通所リハビリテーション)	2150180137	25人
指定居宅介護支援事業所	2150180137	

4. 事業の目的と運営方針

事業の目的	医療法人社団ともいき会が開設する介護老人保健施設ケアコートみやこ（以下「施設」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供する事を目的とする。
運営の方針	施設の従業者は、要介護者等の心身と特性を踏まえて、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行なう事により、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来る様にすると共に、その者の居宅における生活への復帰を支援する。入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場にたつて介護老人保健施設サービスの提供に努める。その実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5. 施設の概要

(1) 介護老人保健施設 ケアコートみやこ

敷地面積		1057.11 m ²
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造5階建 (一部鉄筋鉄骨造)
	延べ床面積	3150.92 m ²
	入 所	ユニット型個室 40人(ユニット数は4ユニット、 ユニットごとの入所定員は10人) 多床室 40人 空床時 10人入所可
	指定短期入所療養介護 (指定介護予防短期入 所療養介護) 指定通所リハビリテーション (指定介護予防通所リハビリテーション)	25人
居室の種類	部屋数	
ユニット型個室	40部屋	
多床室(2人部屋)	4部屋	
多床室(4人部屋)	8部屋	

(2) 主な設備

設備の種類		
療養室	食堂	ボランティアルーム
相談室	機能訓練室	談話室
レクリエーションルーム	一般・機械浴室	
診察室	サービスステーション	

6. 職員体制 (主たる職員)

必置職については条例の定めるところによる。

従業員の職種	員数	
管理者	1名	(医師と兼務、ユニット型個室と兼務)
医師	1名以上	(ユニット型個室と兼務)
薬剤師	0.3名以上	(ユニット型個室と兼務)
看護職員	4名以上	
介護職員	10名以上	
支援相談員	1名以上	(ユニット型個室と兼務)
理学・作業療法士・言語聴覚士	1名以上	(ユニット型個室及び通所リハビリと兼務)
管理栄養士	1名以上	(ユニット型個室と兼務)
介護支援専門員	1名以上	(ユニット型個室と兼務)
事務職員	1名以上	(ユニット型個室と兼務)

7. 職員の勤務体制

A勤	7時00分 ~ 16時00分
B勤	8時30分 ~ 17時30分
C勤	11時30分 ~ 20時30分
夜勤	16時30分 ~ 9時30分

8. 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付対象サービス

介護保険施設サービスの内容は次のとおりとし、介護保険施設サービスを提供した場合の利用料の額は、それぞれ介護報酬の告示上の額とし、介護保険施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額（ただし、食費、居住費、特別食代、理美容代及び日常生活費を除く。）

種 類	内 容
基本的な生活環境の提供	・居室及び共用施設をご利用いただくとともに、身体の状況に応じたベッド及び寝具類並びに家具等の備品を用意します。
食 事	・管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況を配慮しバラエティに富んだ食事を提供します。 ・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるよう配慮します。 (食事時間) 朝食 7時 40分より 昼食 11時 40分より 夕食 17時 40分より
排 泄	・入所者の状態に応じて適切な排泄介助を行なうと共に、排泄の自立について適切な援助を行ないます。
入 浴	・年間を通じ週2回の入浴又は清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方には、機械浴槽を使用して入浴も可能です。
離床・着替え・整容等	・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、着替えを行なうよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行なわれるよう援助します。 ・シーツ交換は、週1回、寝具入れ替えは、年2回予定。
機能訓練	・理学療法士等による入所者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。 ・当施設の保有するリハビリ器具 平行棒・階段・電気治療機器等
健康管理	・医師や看護師が健康管理に努めます。 (当施設の医師) 今井 龍幸
退所時指導	・居宅介護支援事業者又はその他の保健機関、医療機関、若しくは福祉サービス機関等と連携し、円滑な退所のための必要な援助を行います。
相 談 援 助 支 援	・当施設では、入所者及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行なうよう努めます。 (相談窓口) 支援相談員()・介護支援専門員() 他
社会生活上の便宜	・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えると共に、施設での生活を実りあるものにするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 ・主な娯楽設備 クラブ活動(手芸・音楽・書道他) ・主なレクリエーション行事 レクリエーション週3回～4回・誕生会・花見等 ・行政機関に対する手続きが必要な場合には、入所者及び家族の状況によっては、代わりに行ないます。
お支払いについては、サービス利用料金表を基にお支払い下さい。 サービス利用料は、利用者の要介護度等に応じて異なります。	

(2) 介護保険給付対象外サービス

サービスの内容	内 容
理髪・美容	・外部の事業者へ依頼し希望者に理髪・美容をしてもらいます。
日常生活上必要となる諸費用	・日常生活に要する費用で、ご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担していただきます。
特別な食事	・ご希望に基づいて特別な食事を提供できるよう便宜を図ります。 (例) 献立外の希望食、栄養補助食品等、飲物
お支払については、サービス利用料金を基にお支払ください。 経済状況の変化その他やむを得ない事由により、利用額を変更することがあります。	

9. 苦情等申立等

当施設の事務室	窓口担当者 ご利用方法	支援相談員()・介護支援専門員() 電話 058-255-3377 毎日 9時から17時 面接 9時から17時
下記、公的機関は 祝日及び12月29日から1月3日までを除く。		
岐阜県国民健康 保険団体連合会	所在地 窓口担当 ご利用方法	岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県国民健康保険団体連合会 介護・障害課苦情対応係 電話 058-275-9826 月～金 9時から17時
岐阜県庁	所在地 窓口担当 ご利用方法	岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県健康福祉部高齢福祉課 電話 058-272-1111 月～金 9時から17時
岐阜市役所	所在地 窓口担当 ご利用方法	岐阜県岐阜市司町40番地1 介護保険課 電話 058-265-4141 月～金 8:45から17:30
瑞穂市役所	所在地 窓口担当 ご利用方法	岐阜県瑞穂市別府1288 福祉生活課 電話 058-327-4123 月～金 8:30から17:15
北方町役場	所在地 窓口担当 ご利用方法	岐阜県本巣郡北方町北方1323-5 福祉健康課 電話 058-323-1119 月～金 8:30から17:15
笠松町役場 (福祉健康センター)	所在地 窓口担当 ご利用方法	羽島郡笠松町長池408-1 福祉健康センター 電話 058-388-7171 月～金 8:30から17:30
岐南町役場	所在地 窓口担当 ご利用方法	羽島郡岐南町八剣7-107 健康推進課 電話 058-247-1321 月～金 8:30から17:15

*被保険者は住所がある各市町村役場の介護保険担当窓口へ連絡してもらおう。

10. 協力医療機関

医療機関の名称	朝日大学病院（旧村上記念病院）
院長名	日下 義章
所在地	岐阜県岐阜市橋本町3丁目23番地
電話番号	058-253-8001
診療科目	内科，消化器内科，循環器内科，腎臓内科，呼吸器内科，糖尿病・内分泌内科，放射線診断科，外科，消化器外科，乳腺外科，脳神経外科，整形外科，リウマチ科，リハビリテーション科，眼科，泌尿器科，婦人科，心臓血管外科，麻酔科，救急部，病理診断科，放射線治療科， 歯科・口腔外科
入院設備	ベッド数 381床
緊急指定の有無	有
契約の概要	当施設と朝日大学病院は、入所者の病状に急変があった場合速やかに対処するよう契約されています。

11. 協力歯科医療機関

名称	美江寺歯科医院
院長名	小牧 令二
所在地	岐阜県瑞穂市美江寺 498-3
電話番号	058-328-3338
入院設備	無
契約の概要	当施設と美江寺歯科医院は、入所者の希望があった場合に速やかに対処するよう契約されています。

12. 非常用災害等の対策

非常時の対応	別途定める「ケアコートみやこ消防計画」により対応を行ないます。	
近隣との協力関係	消防団と近隣防災協力を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。	
平常の訓練等防災設備	別途定める「ケアコートみやこ消防計画」により年2回の夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入所等の方も参加して実施しています。	
	設備名称	有・無
	スプリンクラー	有
	自動火災報知器	有
	誘導灯	有
	ガス漏れ感知器	有
	非常通報装置	有
	漏電感知器	有
	非常用電源	有
カーテン・布団等は、防災性能のあるものを使用しています。		

13. 施設サービス計画について

- ・サービスの提供にあたり、施設サービス計画を作成し、原案の内容についてご利用者にご説明の上、文書により同意をいただきます。
- ・施設サービス計画は、ご利用者の心身の状況やご希望に基づき、個別のサービス目標を設定し、サービスの方針と具体的な提供内容を定めるものです。この施設サービス計画に基づき介護施設サービスを行ないます。

14. サービス提供における業務者の義務

サービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- (1) ご利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- (2) サービスの提供について、必要に応じてわかりやすく説明します。
- (3) ご利用者の要介護状態の軽減、悪化の防止を前提として、心身の状況に応じたサービス計画に基づく処遇を妥当適切に行い、常にその内容の見直しを行ないます。
- (4) ご利用者の体調や健康状態に応じて必要な場合には、医師、看護師と連携し、ご利用者からの施設からの聴取、確認をします。
- (5) 施設の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を行ないます。
- (6) 感染症や非常災害に関する業務継続計画を策定するとともに、業務継続計画に従い、利用者に対して定期的に訓練を行ないます。
- (7) 虐待防止のための対策を検討する委員会を開催し、その内容を従業員に周知徹底します。従業員に対し、虐待を防止するための定期的な研修を行います。
- (8) 提供したサービスに関する記録を作成し、利用終了後5年間保管すると共に、ご利用者又はそのご家族等の請求に応じ、閲覧させ、複写物を交付します。
- (9) サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はそのご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
ただし、緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の状況を提供させていただきます。
- (10) 事故発生時は市町村及びご家族様へ速やかに連絡させていただきます。
- (11) 従業員または従業員であったものに対して、業務上知り得た情報は秘密保持に配慮いたします。

15. 損害賠償について

サービスの実施にあたって事業者の責任によりご利用者又はご家族に生じた損害については、速やかにその損害を賠償します。

16. 介護老人保健施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約は、病状を把握し入所後3～6ヶ月単位での見直しを行いその内容を記録しております。見直し後、引き続き施設サービスが必要と考えられる方については、再契約をする事により施設サービスを継続利用して頂きますが、下記のような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、退所していただくこととなります。

- ア. ご利用者が死亡した場合。
- イ. 症状把握にて、当施設サービス利用が適当でないと判断された場合
- ウ. 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立、要支援と認定された場合
- エ. 事業者が解散した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- オ. 設備の減失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能となった場合
- カ. ご利用者から退所の申し出を行なった場合（詳細は以下(1)参照）
- キ. 事業者から退所の申し出を行なった場合（詳細は以下(2)参照）

- (1) ご利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）
契約期間中であっても、ご利用者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する7日前までに退所届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①ご利用者が入院した場合
- ②事業者が正当な理由でなく本契約に定めるサービスを実施しない場合

③事業者が故意又は過失によりご利用者の身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい事情が認められる場合。

④他の利用者がご利用者の身体、財物、信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

①ご利用者の非協力など信頼関係を破壊する行為をなし、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

②サービス料金の支払いが遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

③ご利用者が故意又は重大な過失により事業者もしくは他の利用者等の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行う等によって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められた場合

④ご利用者が他の施設、病院に入所又は入院した場合

(3) 円滑な退所のための援助

ご利用者が当施設を退所する場合には、事業者は、利用者及びその家族に対して適切な指導を行うことと、利用者の希望により、心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を速やかに行ないます。

ア. 適切な病院又は介護保険施設等の紹介

イ. 居宅介護支援事業者の紹介

ウ. その他保険医療サービス又は福祉サービス提供者の紹介

オ. 行政機関等必要な手続きについての相談

17. 当施設ご利用の際に留意していただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を厳守し、必ずその都度職員に届出してください。 面会時間 午前9：00～午後5：00 (面会届けに所定事項の記入をお願いします)
外出・外泊	外泊・外出の際には、必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出て、外出、外泊届けに記入してください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご使用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。 又、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
宗教活動 政治活動	施設内で許可なく他の入所者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物の飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
喫煙・飲酒	◎入所者の施設内での喫煙・飲酒は禁止しております。

18. 身元引受人について（介護老人保健施設サービスご利用者）

ご利用者の身元引受人を定めてください。ただし、社会通念上、身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。身元引受人は、本契約に基づく利用者の一切の責務について、利用者と同様連帯して履行の責任を負っていただきます。また、次の責任を負っていただきます。

(1) ご利用者が疾病等により医療機関に入院する場合の円滑な入院手続きができるように事業者と協力すること。

(2) 契約終了の場合は、ご利用者の適切な受け入れ先について、事業者と連携してその確保に努めること。

(3) ご利用者が亡くなられた場合のご遺体の引取り及び遺留金品の処理その他必要な措置を行なうこと。

19. 利用料のお支払い方法

介護老人保健施設入所：サービス利用月の翌月23日に指定口座から口座振替させていただきます。

20. その他

当施設についての詳細はパンフレットを用意しておりますので、ご請求下さい。

医療法人社団 ともいき会 介護老人保健施設 ケアコートみやこ 入所サービス利用料金表

1 [介護保険給付対象サービス及び居住費・食費] (基本料金)

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と食費、居住費、特別食代、理美容代及び日常生活費の合計金額をお支払いください。（サービスの利用料金は、利用者の要介護に応じて異なります。）利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス料金の全額を一旦お支払いいただきます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行なうために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。

○介護老人保健施設（1日あたり）

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設利用料自己負担額 基本型・多床室		793単位	843単位	908単位	961単位	1,012単位
負担限度額 なし	居住費 多床室	370円	370円	370円	370円	370円
	食費	1900円	1900円	1900円	1900円	1900円

第1段階	居住費 負担限度額	0円	0円	0円	0円	0円
	食費 負担限度額	300円	300円	300円	300円	300円
第2段階	居住費 負担限度額	370円	370円	370円	370円	370円
	食費 負担限度額	390円	390円	390円	390円	390円
第3段階 ①	居住費 負担限度額	370円	370円	370円	370円	370円
	食費 負担限度額	650円	650円	650円	650円	650円
第3段階 ②	居住費 負担限度額	370円	370円	370円	370円	370円
	食費 負担限度額	1360円	1360円	1360円	1360円	1360円

※低所得者の場合は市町村が認定（第1・2・3段階）するところにより食費・居住費が減免されます。

第1段階：老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税。生活保護受給者

第2段階：世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額＋非課税年金収入額＋合計所得金額の合計が80万円以下の人

第3段階①：世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額＋非課税年金収入額＋合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人

第3段階②：世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額＋非課税年金収入額＋合計所得金額の合計が120万円超の人

- ① 1日あたり栄養マネジメント強化加算が、上記施設利用料金自己負担金に11単位加算されます。
- ② 入所日から30日間のみ）上記施設利用料金自己負担金に初期加算Ⅱとして30単位加算されます。
- ③ （入所日から3ヵ月以内かつ対象者のみ）集中的にリハビリテーションを行った場合、1回あたり短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰが、上記施設利用料金自己負担金に258単位加算されます。
- ④ （入所日から3ヵ月以内かつ対象者のみ）集中的にリハビリテーションを軽度の認知症の方に行った場合、1回あたり認知症短期集中リハビリテーション実施加算が、上記施設利用料金自己負担金に240単位加算されます。
- ⑤ （対象者のみ）医療機関から入所の場合で、地域連携診療計画の情報提供を行った場合、300単位加算されます。（入所後1回のみ）
- ⑥ （対象者のみ）認知症行動・心理症状の悪化により、緊急入所された場合、1日200単位加算されます。（入所日より7日間）
- ⑦ （対象者のみ）糖尿病食・腎臓病食など療養食の方は、1回あたり6単位加算されます。
- ⑧ （対象者のみ）経口移行の対象の方は、1日あたり28単位加算されます。
- ⑨ （対象者のみ）経口維持の対象の方は、1月につき400単位又は100単位加算されます。
- ⑩ （対象者のみ）口腔衛生管理加算90単位又は110単位/1月加算されます。
- ⑪ （対象者のみ）認知症疾患医療センター等への紹介を行った場合、350単位加算されます。
- ⑫ （対象者のみ）緊急時に所定の医療的対応を行った場合、518単位が加算されます。（1ヶ月に1回連続する3日間を限度）
- ⑬ （対象者のみ）所定の疾患に対して施設内で対応を行った場合、239単位が加算されます。（1ヶ月に1回連続する7日間を限度）
- ⑭ （対象者のみ）新興感染症等に罹患され施設で療養した場合、新興感染症等施設療養加算として1日あたり240単位加算されます。（5日を限度）
- ⑮ 褥瘡マネジメント加算Ⅰ・Ⅱとして1月3単位あるいは13単位加算されます。
- ⑯ 外泊された場合は、外泊初日と最終日以外の6日間は、上記施設利用料金に代えて362単位となります。

- ⑰ (条件あり) ターミナルケアの対象の方は、別途料金が加算されます。
- ⑱ 入所されるにあたり、退所後に生活される自宅等に入所前に訪問し、施設サービス計画の策定と診療方針の決定を行った場合は、入所前後訪問指導加算 (I) 450 単位加算されます。
- ⑲ 退所指導・情報提供を行った場合は別途料金が加算されます。(退所時情報提供加算 I 500 単位、退所時情報提供加算 II 250 単位、入退所前連携加算 II 400 単位、老健訪問看護指示の場合 300 単位)
- ⑳ 退所されるにあたり、退所時栄養情報連携加算 70 単位加算されます。
- ㉑ 継続的な薬物治療を提供する観点から、かかりつけ医連携薬剤調整加算 (I)100 単位・(II)240 単位・(III)100 単位加算されます。
- ㉒ 自立支援重度化防止の取組みとして、リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 33 単位が加算されます。(月に 1 回)
- ㉓ 利用者の尊厳の保持、自立支援・重度化防止、廃用や寝たきり防止の取組んとして自立支援促進加算 300 単位が加算されます。(月に 1 回)
- ㉔ 施設の特性やケアの在り方を検証し、ケアの質の向上に取り組むとして科学介護推進体制加算 40 単位が加算されます。(月に 1 回)
- ㉕ 入所時に安全対策体制加算として 20 単位加算されます。
- ㉖ 夜間職員配置加算として 1 日 24 単位加算されます。
- ㉗ 生産性向上推進加算 II として 1 月 10 単位加算されます。
- ㉘ 高齢者施設等感染対策向上加算 I として 1 月 10 単位加算されます。
- ㉙ 協力医療機関連携加算として 1 月 5 単位加算されます。
- ㉚ 介護職員処遇改善加算として、ご利用の保険内単位×0.039 円 (厚生労働大臣が定める比率) が加算されます。
- ㉛ 特定処遇改善加算として、ご利用の保険内単位×0.017 円 (厚生労働大臣が定める比率) が加算されます。
- ㉜ ベースアップ等支援加算として、ご利用の保険内単位×0.008 円 (厚生労働大臣の定める比率) が加算されます。
- ㉝ 理美容料、持ち込み電化製品の電気代、洗濯代、個人の嗜好品、日用品費やクラブ材料費
- ㉞ 地域区分 6 級地のため、介護保険 1 単位は、1.027 円となります。

2 【介護保険給付対象外サービス】(日用品等の提供に係わる料金)

以下のサービスは利用料金の全額が利用者 (側) の負担でご用意いただくものです。

サービスの種類・品目	利用料金等	備 考
特別な食事 (ご希望に基づき提供するもの)	実 費	厚生労働大臣が別に定める「特別食」および身体状況あるいは介護上の理由で加工する食事については除きます。
理美容サービス	実 費	外部業者の定める金額
ネット洗濯代 (希望者のみ)	要した費用の実費	1 袋 500 円
施設洗濯 (緊急時)	実 費	コインランドリー料金
電気代	1 日あたり (1 使用器具につき)	53 円～ ※その他は相談に応じて金額設定します
日用品費	実 費	タオル類・ちり紙・ティッシュ・歯磨き粉 歯ブラシ・シャンプー・リンス 他
教養娯楽費	実 費	クラブ活動・レクリエーション他
おやつ費	1 日あたり 150 円	おやつ
行事費	実 費	
その他	実 費	立替払い・文書料・コピー料金等

介護保険の給付の対象とならないサービスについて、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容とその事由について、変更を行なう 1 ヶ月前までにご説明します。(別途消費税がかかるものがあります)

居住費

多床室 (2 人・4 人部屋)	1 日	370 円
-----------------	-----	-------

2 人・4 人部屋の居住費が発生する多床室は下記の号室になります。

221 号、222 号、223 号、321 号、322 号、323 号、421 号、422 号、423 号、521 号、522 号、523 号